

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により花巻市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成20年1月29日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）花巻ショッピングセンター 花巻市高木第15地割18番1ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社ティー・ディー・エム
- 3 花巻市から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項  
店舗周辺の市道と国道の合流地点の安全を図られたい。
  - (2) 廃棄物に係る事項等  
廃棄物のリサイクルに努め、分別の徹底を図られたい。
  - (3) 防災・防犯対策への協力  
店員等による監視を十分に行い、防犯に努められたい。
  - (4) 騒音の発生に係る事項  
騒音発生施設の使用にあたっての騒音には十分配慮されたい。

備考 本公告に係る花巻市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間県南広域振興局経営企画部及び花巻市役所に備えておいて縦覧に供する。